

院内掲示

令和7年8月1日現在
あおやぎ眼科

保険医療機関及び保険医療養担当規則に基づく掲示事項は、下記のとおりです。

◎入院基本料に関する事項

1. 当診療所には、看護職員が4名以上勤務しています。
2. 当診療所には、夜間も看護職員が1名勤務しています。
3. 夜間に緊急の診療が必要となった場合、院長が対応します。
4. 入院時食事療養費（Ⅱ）を算定しています。

◎関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

当診療所は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

(1) 基本診療料の施設基準等

- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 有床診療所入院基本料 5
- ・ 夜間看護配置加算 2
- ・ 夜間緊急体制確保加算

(2) 特掲診療料の施設基準等

- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- ・ 網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
- ・ 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- ・ 緑内障手術（水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- ・ 短期滞在手術等基本料 1
- ・ コンタクトレンズ検査料 1

◎保険外負担に関する事項

当診療所は、以下の事項についてその使用に応じた実費の負担をお願いしています。

- ・ 診断書及び意見書料等 1通 1,000円～4,000円（税込）※詳しくは、事務担当職員にお尋ね下さい。

◎特定療養費に関する事項

- ・ 特別の療養環境の提供 入院病棟室料差額 個室室料 1日につき 3,000円

◎手術に関する事項

以下、令和6年1月1日～令和6年12月31日における手術の実施件数を掲示します。

黄斑下手術等 242件（内訳は、以下のとおり）

硝子体茎頭微鏡下離断術（網膜付着組織を含むもの） 212件、（その他のもの） 30件

増殖硝子体網膜症手術 0件

角膜移植術 2件 眼窩内腫瘍摘出術（表在性） 1件

一部負担金等の内訳の診療報酬点数の算定項目、薬剤名又は特定保険医療材料名がわかる明細書を発行しています。明細書の発行を希望されない方は、受付窓口にお申し出ください。

以上